

令和5年11月13日
物流・自動車局保障制度参事官室

障害者支援施設・グループホームの人材確保を支援 ～「介護者なき後」の不安解消を目指し、補助事業の公募開始～

国土交通省は、令和5年11月13日(月)より、自動車事故被害者の方が介護者なき後も安心して生活を送ることのできる環境を整備するため、障害者支援施設やグループホームの新設や開設後に必要となる人材確保や設備導入等に係る経費の支援を行う補助事業の公募を開始します。

- 自動車事故により重度の後遺障害を負われた方を介護するご家族の高齢化の進展等により、介護者がいなくなる、又は介護が困難となった場合(いわゆる「介護者なき後」)への不安が強く寄せられている一方、そういった重度の後遺障害を負われた方々を受け入れられる場の絶対数が少なく、さらに介護職員は厳しい人手不足の状況となっていることから、自動車事故被害者の新規入居は困難であり、これまで以上に充実した対策が求められています。
- 国土交通省としては、こうした声に応えるべく、介護者なき後を見すえ、自動車事故被害者の方が安心して生活を送ることのできる環境を整備するため、障害者支援施設やグループホームの新設や開設後に必要となる人材確保や設備導入、求人情報発信、研修等に係る経費の支援を行っております。
- 下記のとおり令和5年度実施分に係る第3次公募行いますのでお知らせします。(詳細は別紙参照)

記

- 1.補助対象事業者:自動車事故による重度後遺障害者が利用または利用予定がある
①障害者支援施設 又は ②グループホーム
- 2.補助上限額及び対象経費:
①開設(新設)初年度:1,500万円
:①人材雇用費 ②新規施設支援費
③求人情報発信費 ④研修等経費
②開設次年度以降:1,000万円
:①賃金改善費 ②入所施設支援費
③求人情報発信費 ④研修等経費
- 3.公募期間:令和5年11月13日(月)～令和6年1月9日(火)
- 4.応募方法 詳細はこちら
(https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000153.html)

新規・入所施設支援費の対象例

【特殊浴槽】

【痰(たん)吸引装置】



【介護用リフト】

【パルスオキシメーター】



■制度に関する問い合わせ先

物流・自動車局保障制度参事官室

担当 山本、佐々木、福田

電話:03-5253-8111(内線41418)、03-5253-8580(直通)